

外国の大学等で修得した単位の認定要領

平成12年12月1日

施行

(目的)

第1条 この要領は、愛知学院大学学則（以下「学則」という。）第8条の2第2項に基づき、愛知学院大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学又は短期大学において修得した単位（以下「修得単位」という。）を、本学において修得したものとみなす単位の認定（以下「単位認定」という。）に関する要領である。

(留学の種類)

第2条 単位認定を認める留学の種類は、愛知学院大学海外留学規程第2条第1号、第2号及び第3号に定める交換留学、派遣留学及び認定留学とする。

(留学の届)

第3条 単位認定を受けようとする者は、留学する1か月前までに本学所定の「海外履修計画届」、留学先大学の授業時間割、授業内容を記した資料（カリキュラム等）を提出しなければならない。なお、地理的・時間的理由等により1か月前までに提出できない場合には、提出を延期することができる。

(単位認定の申請)

第4条 前条により留学の届を提出した学生は、留学期間終了後1か月以内に次の書類を提出し、単位認定の申請を行わなければならない。

- (1) 本学所定の「単位認定申請書」
- (2) 帰国報告書
- (3) 成績証明書
- (4) 履修科目の授業内容
- (5) 上記(3)・(4)の邦訳文

(単位認定)

第5条 単位認定は、当該学生が所属する学部（以下「当該学部」という。）において行う。ただし、教養教育科目に関しては、教養部において行う。

(認定できる単位数)

第6条 単位認定される単位数は、学則第8条の2第2項に定める60単位を超えないものとする。ただし、当該年度に認定できる単位数は本学の制限単位数を超えないものとし、認定

した単位のうち、卒業要件に算入できる単位数については、当該学部の定めるところによる。

(事務処理)

第7条 この要領の事務処理は、教務課が行う。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、教務委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月1日から施行する。